明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（一七）　二
〔省　令〕
○臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一九）　二
〔告　示〕
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同二）　三
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件（同三）　三
○除籍が滅失した件（法務一八）　三
○原戸籍の一部が滅失した件（同一九）　三
○南スーダン共和国におけるジェンダーに基づく暴力への対応のためのコミュニティセンター整備計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合開発計画との間の書簡の交換に関する件（外務一六）　四
○ジュバ河川港拡充計画のための贈与に関する日本国政府と南スーダン共和国政府との間の交換公文の終了に関する口上書の交換に関する件（同一七）　四
○ソコデ市バイパス道路建設計画のための贈与に関する日本国政府とトーゴ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同一八）　四
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務二五）　四
○公職選挙法第九十三条の規定に基づき国庫に帰属した国債の買入消却に関する件（同二六）　四
○令和六年産の水稲及び陸稲に適用する一キログラム当たり共済金額の範囲を定める件（農林水産一七一）　五
○豚及びいのししに係る家畜伝染病の発生リスクが高まっているものとして農林水産大臣が指定する地域を定める件の一部を改正する件（同一七二）　五
○炭酸飲料の日本農林規格の一部を改正する件（同一七三）　六
○炭酸飲料についての取扱業者の認証の技術的基準の一部を改正する件（同一七四）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件（経済産業七）　六
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通三九～四二）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一六）　七
○道路に関する件（中国地方整備局七）　七
○道路に関する件（北海道開発局三、四）　七
○道路に関する件（沖縄総合事務局一）　七
〔国会事項〕
内閣　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔官庁報告〕
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　八
労　働
船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示一、東北運輸局同一、北陸信越運輸局同一）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁　八
財団関係　九
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　二〇

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

本号で公布された法令のあらまし

◇国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（厚生労働省）

1　国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を二二万円から二四万円に引き上げることとした。（第二九条の七第三項第八号関係）

2　低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を減額する基準について、これらの額の一〇分の五を減額して国民健康保険の保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を二九万円から二九万五、〇〇〇円に引き上げ、これらの額の一〇分の二を減額して当該保険料を算定する場合における被保険者数に乗ずる金額を五三万五、〇〇〇円から五四万五、〇〇〇円に引き上げることとした。（第二九条の七第五項関係）

3　高額療養費制度及び高額介護合算療養費制度において、自己負担限度額が低く設定される低所得世帯の判定基準のうち、倒産、雇止め等により非自発的な離職をした特例対象被保険者等の属する世帯を対象に設けている判定基準の特例について、2に準じた所要の改正を行うこととした。（第二九条の三第一〇項及び第二九条の四の三第六項関係）

4　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月二十六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十七号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

第二十九条の七第三項第八号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同条第五項第一号中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に、「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同項第三号ロ中「二十九万円」を「二十九万五千円」に改め、同号ハ中「五十三万五千円」を「五十四万五千円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。

2　国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第一項に規定する基準日（同令第二十九条の四の四第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第二十九条の七第三項及び第五項の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　武見　敬三

内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第十九号

臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項及び第二項並びに第二十条の九の規定に基づき、臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十六日

厚生労働大臣　武見　敬三

臨床検査技師等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
1～3　（略）	1～3　（略）

（削る）

（経過措置）

4　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所については、当分の間、第十一条から第十二条の三までの規定の一部を適用しないことができる。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。